

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 26 日

保険医療機関等 各位

福井県国民健康保険団体連合会

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る診療報酬明細書の
取扱いについて（周知）

当連合会の事業運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しによる配慮措置の導入に伴う診療報酬明細書の取扱いにつきましては、以下のとおり周知いたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

・ 配慮措置に係る計算が誤った診療報酬明細書の取扱いについて

当連合会におきまして、配慮措置に伴う計算誤りにより一部負担金額欄の記載が誤った診療報酬明細書につきましては、保険医療機関等への支払を迅速に行い負担を軽減する目的から、返戻を行わず当連合会にて修正を行います。

なお、診療報酬明細書を当連合会にて修正した場合には、当該修正内容を増減点連絡書により通知しますので、保険医療機関等におかれましては、増減点連絡書を確実にご確認いただいた上で、次月以降の請求時に適正な記載が行われるようお願いいたします。

また、当該修正に伴い、患者窓口負担額および福祉医療費助成額に訂正が生じた場合には、適切にご対応いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

担当 審査課

TEL 0776-57-1613 / FAX 0776-57-1625